

# 5 資料

## 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた 取組の推進に関する法律

我が国においては、近年、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、適法に居住するその出身者又はその子孫を、我が国の地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動が行われ、その出身者又はその子孫が多大な苦痛を強いられるとともに、当該地域社会に深刻な亀裂を生じさせている。

もとより、このような不当な差別的言動はあってはならず、こうした事態をこのまま看過することは、国際社会において我が国の占める地位に照らしても、ふさわしいものではない。

ここに、このような不当な差別的言動は許されないことを宣言するとともに、更なる人権教育と人権啓発などを通じて、国民に周知を図り、その理解と協力を得つつ、不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進すべく、この法律を制定する。

### 第1章 総則

#### (目的)

**第1条** この法律は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取組について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進することを目的とする。

#### (定義)

**第2条** この法律において「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」とは、専ら本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であって適法に居住するもの（以下この条において「本邦外出身者」という。）に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮蔑するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動をいう。

## (基本理念)

**第3条** 国民は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性に対する理解を深めるとともに、本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

## (国及び地方公共団体の責務)

**第4条** 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を実施するとともに、地方公共団体が実施する本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を推進するために必要な助言その他の措置を講ずる責務を有する。

2 地方公共団体は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

## 第2章 基本的施策

### (相談体制の整備)

**第5条** 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するよう努めるものとする。

### (教育の充実等)

**第6条** 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

### (啓発活動等)

**第7条** 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、国民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、住民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

## 附則

### (施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

### (不当な差別的言動に係る取組についての検討)

2 不当な差別的言動に係る取組については、この法律の施行後における本邦外出身者に対する不当な差別的言動の実態等を勘案し、必要に応じ、検討が加えられるものとする。

## 《衆議院》

### 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた 取組の推進に関する法律案に対する附帯決議

国及び地方公共団体は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 1 本法の趣旨、日本国憲法及びあらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約の精神に照らし、第2条が規定する「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」以外のものであれば、いかなる差別的言動であっても許されるとの理解は誤りであるとの基本的認識の下、適切に対処すること。
- 2 本邦外出身者に対する不当な差別的言動が地域社会に深刻な亀裂を生じさせている地方公共団体においては、その内容や頻度の地域差に適切に応じ、国とともに、その解消に向けた取組に関する施策を着実に実施すること。
- 3 インターネットを通じて行われる本邦外出身者に対する不当な差別的言動を助長し、又は誘発する行為の解消に向けた取組に関する施策を実施すること。
- 4 本邦外出身者に対する不当な差別的言動のほか、不当な差別的取扱いの実態の把握に努め、それらの解消に必要な施策を講ずるよう検討を行うこと。

## 《参議院》

### 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた 取組の推進に関する法律案に対する附帯決議

国及び地方公共団体は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の

課題であることに鑑み、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 1 第2条が規定する「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」以外のものであれば、いかなる差別的言動であっても許されるとの理解は誤りであり、本法の趣旨、日本国憲法及びあらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約の精神に鑑み、適切に対処すること。
- 2 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の内容や頻度は地域によって差があるものの、これが地域社会に深刻な亀裂を生じさせている地方公共団体においては、国と同様に、その解消に向けた取組に関する施策を着実に実施すること。
- 3 インターネットを通じて行われる本邦外出身者等に対する不当な差別的言動を助長し、又は誘発する行為の解消に向けた取組に関する施策を実施すること。

右決議する。

# ヘイトスピーチ抑止

## 大阪市が全国初の条例

「ヘイトスピーチ」（憎悪表現）と呼ばれる人種差別的な街頭活動の抑止を目的に、実施団体を公表する条例案が15日、大阪市の会委員会で自民党を

除く賛成多数で可決された。同日夜に本議会でも可決、成立。市による「ヘイトスピーチ」は、東京・新大久保や大阪・鶴橋で一部の団体が「殺せ」などと呼ばれる者を内容を知り得る場所や方法によって騒動中絶する「表現活動と定義。インターネットで活動を紹介することなども対象に含めた。市長は「ヘイトスピーチが市内で行われたり、市民に関係したりする場合、団体を市のホームページで公表する。公表に先立ち、有識者らに十分な審査会が実施を願う。審査会は街宣活動などを実施し

た。条例案は「ヘイトスピーチを「特定の人種や民族を社会から排除する目的で、不特定多数の者が内容を知り得る場所や方法によって騒動中絶する」表現活動と定義。インターネットで活動を紹介することなども対象に含めた。市長は「ヘイトスピーチが市内で行われたり、市民に関係したりする場合、団体を市のホームページで公表する。公表に先立ち、有識者らに十分な審査会が実施を願う。審査会は街宣活動などを実施し

た。市長は「ヘイトスピーチが市内で行われたり、市民に関係したりする場合、団体を市のホームページで公表する。公表に先立ち、有識者らに十分な審査会が実施を願う。審査会は街宣活動などを実施し

た。市長は「ヘイトスピーチが市内で行われたり、市民に関係したりする場合、団体を市のホームページで公表する。公表に先立ち、有識者らに十分な審査会が実施を願う。審査会は街宣活動などを実施し

た。市長は「ヘイトスピーチが市内で行われたり、市民に関係したりする場合、団体を市のホームページで公表する。公表に先立ち、有識者らに十分な審査会が実施を願う。審査会は街宣活動などを実施し

た。市長は「ヘイトスピーチが市内で行われたり、市民に関係したりする場合、団体を市のホームページで公表する。公表に先立ち、有識者らに十分な審査会が実施を願う。審査会は街宣活動などを実施し

た。市長は「ヘイトスピーチが市内で行われたり、市民に関係したりする場合、団体を市のホームページで公表する。公表に先立ち、有識者らに十分な審査会が実施を願う。審査会は街宣活動などを実施し

た。市長は「ヘイトスピーチが市内で行われたり、市民に関係したりする場合、団体を市のホームページで公表する。公表に先立ち、有識者らに十分な審査会が実施を願う。審査会は街宣活動などを実施し

た。市長は「ヘイトスピーチが市内で行われたり、市民に関係したりする場合、団体を市のホームページで公表する。公表に先立ち、有識者らに十分な審査会が実施を願う。審査会は街宣活動などを実施し

た。市長は「ヘイトスピーチが市内で行われたり、市民に関係したりする場合、団体を市のホームページで公表する。公表に先立ち、有識者らに十分な審査会が実施を願う。審査会は街宣活動などを実施し

た。市長は「ヘイトスピーチが市内で行われたり、市民に関係したりする場合、団体を市のホームページで公表する。公表に先立ち、有識者らに十分な審査会が実施を願う。審査会は街宣活動などを実施し

た。市長は「ヘイトスピーチが市内で行われたり、市民に関係したりする場合、団体を市のホームページで公表する。公表に先立ち、有識者らに十分な審査会が実施を願う。審査会は街宣活動などを実施し

た。市長は「ヘイトスピーチが市内で行われたり、市民に関係したりする場合、団体を市のホームページで公表する。公表に先立ち、有識者らに十分な審査会が実施を願う。審査会は街宣活動などを実施し

た。市長は「ヘイトスピーチが市内で行われたり、市民に関係したりする場合、団体を市のホームページで公表する。公表に先立ち、有識者らに十分な審査会が実施を願う。審査会は街宣活動などを実施し

ヘイトスピーチ抑止の主な流れ

被害の申し出

市長が審査会に諮問

審査会が被害実態などを調査しヘイトスピーチと認定

市長が団体名を公表ホームページなどで

審査会が被害実態などを調査しヘイトスピーチと認定

審査会が被害実態などを調査しヘイトスピーチと認定

正案を提示。審査委員の選任に議会同意を必要とする規定も加えた。民主、市民開発などは昨年5月、規制法案を参院に共同提出したが継続審議扱いとなっていた。

日本経済新聞社（電子版）2016年7月1日 13時53分

## ヘイトスピーチ規制条例、大阪府で全国初施行 市民団体が被害申し立て

特定の人種や民族への差別をあおるヘイトスピーチ（憎悪表現）の抑止策を盛り込んだ全国初の条例が1日、大阪府で施行された。在日コリアンなどをつくる市民団体が同日、インターネット上に投稿されたデモや街宣活動の動画などについて、条例に基づき被害を申し立てた。

被害を申し立てたのは「ヘイトスピーチを許さない!大阪の会」(大阪府生野区)。1日時点でネット上に公開されている動画や差別的表現を書き込んだブログ記事、掲示板などが該当するとしている。同会は申し立てに先立ち市に要望書を提出し、ヘイトスピーチを行うことが明らかな団体・個人に施設利用を認めないことなどを求めた。

市の条例はヘイトスピーチを「特定の人種や民族の個人や集団を社会から排除し、憎悪や差別意識をあおる目的で、侮辱や誹謗（ひぼう）中傷する行為」などと定義。市民や市内に通勤・通学する人から被害の申し立てを受けて法律の専門家ら5人でつくる審査会が発言内容などを調査する。

市は審査会の判断を踏まえ、ヘイトスピーチと認定した場合、発言した団体や個人名を公表する。デモや街宣活動を投稿したネット上の動画や画像についてもプロバイダーに削除要請するなどの拡散防止措置をとる。



川崎のデモを巡る関係機関の判断

機関	理由
川崎市	公園使用を不許可とした
横浜地裁川崎支部	一定範囲の公園を禁止する仮処分決定
神奈川県警	道路使用を許可しない

# ヘイト中止「対策法が後押し」

デモ反対の市民らに評価

## 県警が説得…罰則なく

在日コリアンへの差別的言動を繰り返す団体が川崎市中原区で計画していたデモが五日、市民らの反対にあつて中止となった。ヘイトスピーチ対策法の施行が後押しになった形だが、同法には罰則がなく、憲法が保障する「表現の自由」との兼ね合いもあり、今後どこまでヘイトスピーチが抑止されるかは不透明だ。

●面参照

川崎のデモを巡る経過	
5月24日	ヘイトスピーチ対策法が成立
30日	在日コリアンへの差別的言動を繰り返したとして、川崎市を川崎区の公園2カ所の使用を申請した団体に市が不許可
6月1日	団体が中原区の公園周辺で5日にデモをする計画を立て、神奈川県警に道路使用許可を申請
2日	横浜地裁川崎支部が「人格権の侵害で、集会や表現の自由の範囲外」として一定範囲のデモ禁止を命じた仮処分決定
3日	対策法施行。県警が団体の道路使用を許可。警察庁が全国の警察本部に違法行為への厳正対処を通達
5日	中原区内の公園周辺で、団体とデモのみ合いとなり、団体がデモを中止



「差別は反対」「煽れ」。中原区のデモの出発地点には数百人の方が集まり、主催者団体に抗議を繰り返した。写真、神奈川県警の説得もあり、デモの中止が決まるを慌てる人も。在日コリアン三世の崔江以子さんが「私たちは法によって守られるべき存在だと示された」と語った。

在日コリアンが多く住む川崎区で、民族差別をなくす活動を進める社会福祉法人「青丘社」の三浦知人事務局長は、「ヘイトスピーチに対する憤りを表現でき

ヘイトスピーチ対策法「ヘイトスピーチをなくすため、国や自治体に相談体制の整備や教育、啓発活動の充実を求めた法律。差別意識を助長する目的で著しく侮辱することなどを差別的言動と定義し「許されない」と明記している。憲法が保障する表現の自由を侵害する恐れがあるとして、罰則や禁止規定はない。5月24日に成立し、6月3日、施行された。

市民一人一人の力に敬意を表したい。時代の大きな流れだ」と喜んだ。

横浜地裁川崎支部は今日二日、青丘社の訴えを認め、主催団体の男性に対し、青丘社の事務所から半径五百メートル以内のデモを禁じる仮処分を決定。川崎市も団体の公園使用を認めず、法施行によってヘイトスピーチを止めようとする機運は高まっている。しかし課題も、県警は今回、団体が約六・五時離れた中原区での道路使用許可を申請すると認めた。県公安条例は「公共の安寧に直接危険を及ぼさない限り許可する」と規定。県警が過去に不許可とした例もなく、事前に内容に踏み込み

不許可とするのは難しいとの判断からだ。

県警幹部は中止に「ほっとしている」としつつ、今後は同様の申請があった場合は「許可して整備する」と明かした。警察庁は対策法施行を受け、連日全国の警察に通達したが、同法には罰則がなく、現場で侮辱罪や暴行罪などの違反を確認して取り締まるしかないのが実状だ。ヘイトスピーチ問題に詳しい師岡康子弁護士は、「今後も警察は対策法に基づき、差別を許さない市民の行動を尊重すべき」と継続した対応を求める。

# 川崎のデモ「人権侵害」

## 1月のヘイトスピーチ 法務省が勧告

在日コリアンが多く住む川崎市の桜本地区周辺などで今年1月にあったヘイトスピーチのデモについて、法務省は2日、人権侵害にあたることを認定し、主催した男性に同様の行為を行わないよう勧告したと発表した。同市に住む在日コリアン3世の崔江以子（クワイ）さんが人権救済を申し立てていた。

勧告によると、男性は1月31日に「川崎発 日本浄化デモ」などとするデモを

主催。公園や路上で崔さんらに対し、「1匹残らずたたき出してやる」「真綿で首をしめてやる。1人残らず日本から出て行くまで」などと怒号したとされる。

勧告は、こうした言動が崔さんの人格権を侵害する不法行為で、人間としての尊厳を傷つける不当な差別にあたることを認めた。6月にヘイトスピーチ対策法が施行されたことを踏まえ、「不当な差別的言動のない社会を求める機運が高まっ

ている」とも指摘した。

男性は同法施行直後の6月5日にも川崎市内でデモを計画したが、出発直後に中止になっている。

勧告は自主的な改善を促すもので、強制力はない。崔さんは「差別だからいけないと、しっかり国が示してくれたことを、とても心強く思う」と話した。



# ヘイトスピーチ対策自治体手探り

## 禁止規定や罰則ない理念法

ヘイトスピーチ解消の取り組みを推進する法案が24日の衆院本会議で可決、成立する。近日中に公布、施行される見通しだ。ヘイトスピーチは「許されない」と宣言する一方、具体的な禁止規定や罰則はない理念法にとどまった。実際のデモや集会に際して公園などの利用申請を受け付ける自治体は今後、どう対処するのか。手探りが続く。



不当な差別的言動はあってはならず、許されない」と宣言し、解消に向けた取り組みを推進する

前文

ヘイトスピーチの定義

日本以外の国・地域の出身者と子孫で適法に住む人に対し、差別意識を助長・誘発する目的で、命や体に危害を加えるように告げるか、著しく侮蔑し、地域社会からの排除をあおる言動

国と地方自治体の責務

相談体制の整備、差別解消のための教育や啓発などの施策を実施する

## 法案きょう成立

法務省によると、2012年4月～15年9月に全国で確認されたヘイトスピーチのデモや街宣は1152件。昨年1年間で約250件にのぼると試算し、「まだ沈静化したとは言えない」状況だという。法律の実効性をめぐって西田昌司・自民党参院議員は20日の衆院法務委で、提案者として「ヘイトスピーチはだめだ」と宣言する立法院の意思が示される。司法判断でも尊重され、行政の解釈指針にもなる」と答弁した。法務省や警察庁も対応策を検討する方針だ。

多くの在日コリアンが暮らす川崎市。法案に禁止規定がないことについて福田紀彦市長は、17日の会見で「難しい部分もあるが、市としてやれることを研究している」と説明。学識経験

者らの意見を聞くという。

在日コリアン排斥を訴えるデモをしてきた団体は、6月5日にも川崎でのデモをネット上で予告する。本当に残念、毅然と対応しなければならぬが、悩ましさもあると福田市長は語る。「コリアンタウン」として知られる新大久保を抱え

る東京都新宿区。暴力行為はすぐ警察に届けるよう、地元商店街に促してきた。法案が求めるヘイトスピーチ解消への施策について新宿区多文化共生推進課は「具体的に何ができるかは、国の方針が出てから検討する」。公園利用の申請があつたら「法律ができた」と伝え、差別的言動がないよう求めると話した。1月にヘイトスピーチ抑止を目指す全国初条例を立ち上げた大阪府。「国と対峙する姿勢を示したことは評価できる」とみる。市条例では、有識者の審査を経て市がデモなどの発言をヘイトスピーチと認定すれば、発言者名や団体名を公表できると「条例は今回成立する法律と理念を共有している」と吉村洋文市長。予定通り7月に条例を全面施行し、専用の相談電話番号などを設ける。

## 国際水準へ最初の一步

## 考論

## 効力も歯止めも不透明

金尚均・龍谷大法科大学院教授（刑法）の話 2009年の京都の朝鮮学校での被害では、私の子もヘイトスピーチの被害に遭った。今回の法律は、類似事件が起きたときに違法性を判断する土台になる。国の姿勢や差別的言動の定義を示したことで、国や自治体に対して、差別解消の施策やさらなる法整備を求めていく根拠にもなるだろう。ただ、国際的な水準に向けた最初の一步に過ぎず、差別が「なかつた」ことにさけていた状況から一歩抜け出したにとどまる。

海外のヘイトスピーチ規制に詳しい小谷順子・静岡大教授（憲法学）の話 各国は、根底にある人種差別主義や人種優越主義をいかに撲滅するかという問題に向き合ってきた。ところが今回の法律は、国際的な規範にない「適法に居住する者」といった独特の文言が使われ、「人種差別を容認しない」というメッセージが明確に伝わってこない。悪質なデモを規制する効力があるのか、逆に表現活動に対する規制の乱用を防ぐ歯止めがあるのかも明らかでない。